

町内会・自治会向け



補助制度の手引き

第 5 版
(令和 7 年 4 月)

この手引きは、市が町内会・自治会等を対象に行っている補助制度（令和 7 年 4 月現在）について、概要をまとめて掲載したものです。

事業の具体的な内容は、毎月 10 日頃に各町内会・自治会長の皆さんへお送りしている文書の中でお知らせします。

※ 補助対象や補助率等は変更となる場合がありますので、最新情報については各担当課へお問い合わせください。

なお、町内会等で役員等が交代した場合、この手引きを新しい役員の方へ引き継いでくださるようお願いいたします。

目 次

- 1 町内会等の活動に対する補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
 - ・町内会・自治会協働推進奨励金
 - ・地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業補助金（宝くじ助成）
- 2 公衆街路灯に関する補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
 - ・街灯設置費等補助金
 - ・公衆街路灯電気料給付金
- 3 自治公民館の整備に関する補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ
 - ・自治公民館整備事業補助金（新築・修繕等）
 - ・コミュニティセンター助成事業補助金（宝くじ助成）
 - ・空き家等利用自治公民館賃借料補助金
- 4 備品の購入に対する補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15ページ
 - ・自治公民館整備事業補助金（備品購入）
 - ・一般コミュニティ助成事業補助金（宝くじ助成）
- 5 ごみ集積場所等の設置に対する補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19ページ
 - ・ごみ集積場所等整備事業補助金
- 6 緑化美化活動に対する補助金・支給制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21ページ
 - ・フラワーバスケット設置費補助金
 - ・花苗配布事業
 - ・アメリカシロヒトリ防除用器具等の貸出し
- 7 集落周辺の里山の整備に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25ページ
 - ・集落周辺里山林整備事業
- 8 地域の防犯活動に対する補助金・支給制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27ページ
 - ・地域防犯カメラ設置費補助金
 - ・防犯活動支援事業
- 9 除雪・排雪に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30ページ
 - ・小型除雪機の貸出し
 - ・排雪用ダンプトラックの貸出し
 - ・凍結防止剤の配布
 - ・身近な雪置き場（公園の雪置き場利用）
 - ・より身近な雪置き場（民有地の雪置き場利用）

~ memo ~



1 町内会等の活動に対する補助金

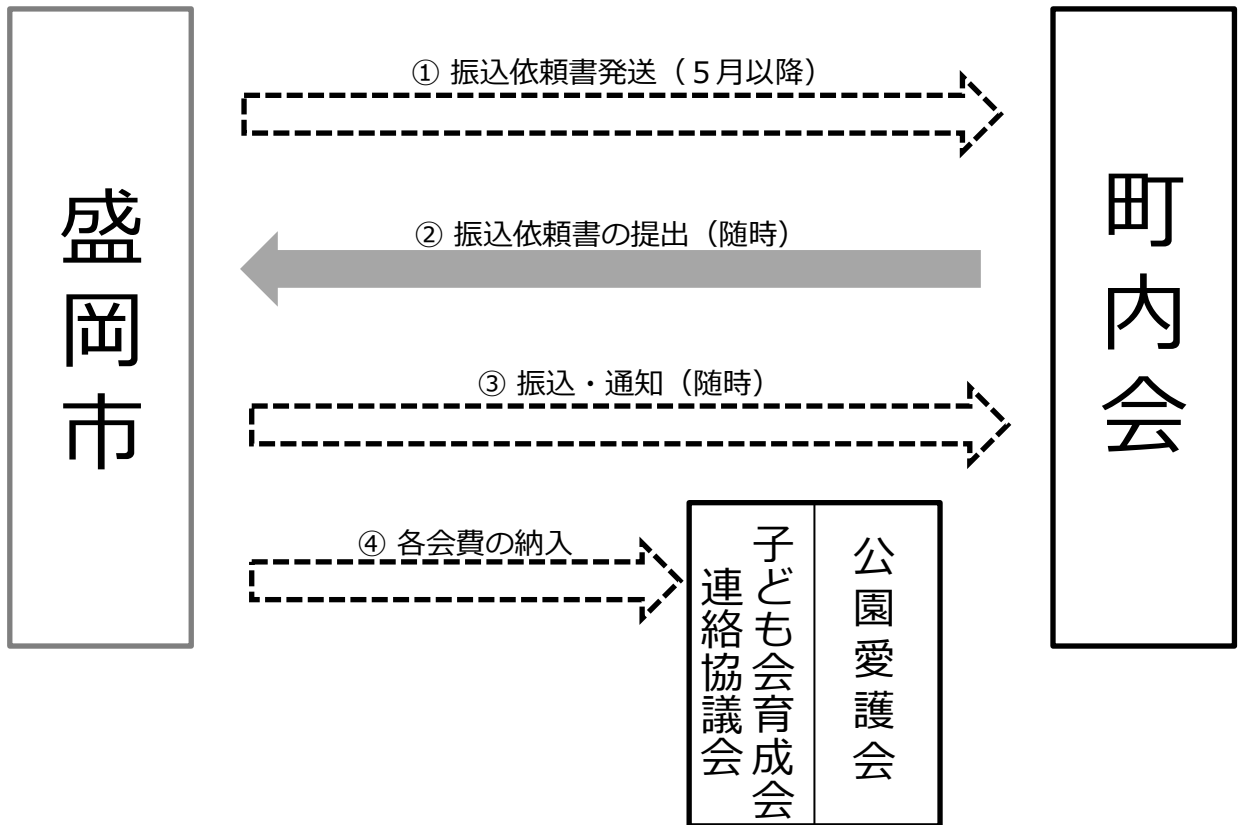
町内会・自治会協働推進奨励金

町内会等が、継続して協働による地域社会の発展に資することを目的として、協働推進奨励金を支給します。

振込みの担当は市民協働推進課ですが、以下のとおり詳細な内容・積算根拠については、各担当課にお問い合わせください。

手続き	振込依頼書・総会資料の提出：5月以降	
支給額	「盛岡市町内会・自治会協働推進奨励金支給基準」により積算	
担 当	・奨励金の手続きや振込に関する事	市民協働推進課 地域活動係 Tel 626-7500
	・自治公民館活動費補助相当額に関する事	
	・広報紙等の配布部数に関する事	広聴広報課 広報係 Tel 613-8369
	・公園管理・街路樹管理に関する事	公園みどり課 花と緑の管理係 Tel 639-9057
	・公園愛護会に関する事	
	・子ども会育成会に関する事	教育委員会 生涯学習課 Tel 639-9046 盛岡市子ども会育成会連絡協議会（盛岡市社会福祉協議会） Tel 651-1000
	・盛岡市子ども会育成会連絡協議会への加入に関する事	

●町内会・自治会協働推進奨励金の流れ



●振込依頼書の提出について

振込依頼書の提出時に次の書類が1部ずつ必要となります。

- ① 新年度総会資料 (前年度事業報告及び決算報告、新年度事業計画及び収支予算、役員名簿を含むもの)
- ② 規約 (変更がなければ提出不要)

●協働推進奨励金の支給額について

町内会・自治会加入世帯数、ごみ集積場所の設置数等により奨励金の支給額は変動します。

各町内会・自治会には公園愛護会会費、子ども会育成会連絡協議会会費を差し引いた金額を一括でお振込みします。

●振込時期について

書類の審査後の振込となりますので、日数がかかる場合があります。**振込時期を考慮しての提出をお願いします。**

地方創生に向けて“がんばる地域” 応援事業補助金（宝くじ助成）

将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民とともに実施する事業（ソフト事業）を実施する場合、経費の一部に対して補助金を交付します。

(1) 補助金の交付対象事業

自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業。

※次に掲げる要素を含む（一つまたは複数）事業。

- ア 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造
- イ 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり
- ウ 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり
- エ その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組

(2) 補助額

経費の全額。（ただし、1,000円単位。補助上限額は**150万円**です。）

(3) 対象経費

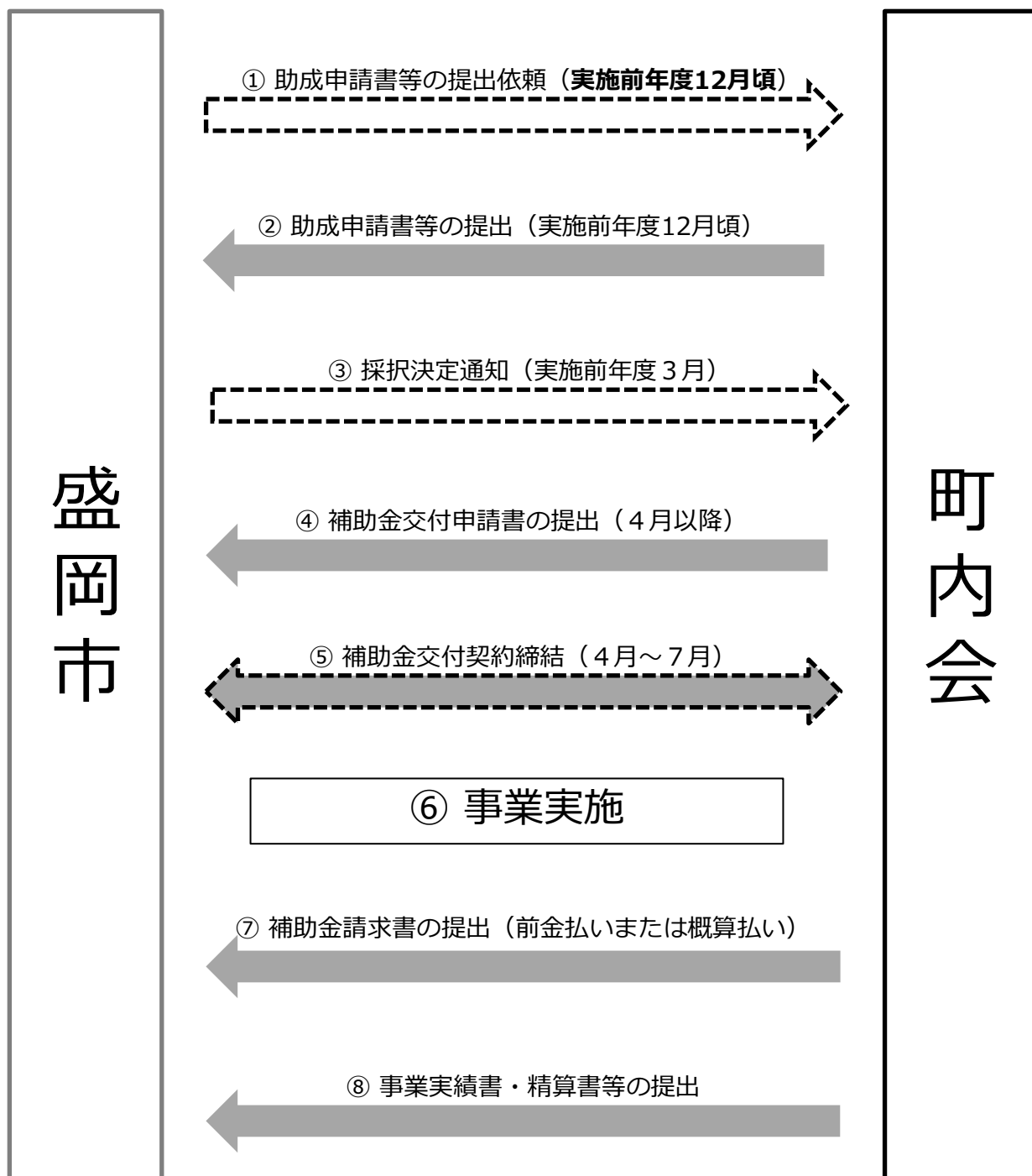
助成対象となる事業経費は、概ね次のようなものです。

項目	細目及び説明
報償費	講師、コーディネーター等に係る謝金
旅費	事業実施に係る費用、講師等への費用弁償
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費、食糧費（会議の飲料等） ※イベント実施時の講師・スタッフに係る弁当代等は食糧費として認めます。懇親会や親睦会に係る費用は対象外。
役務費	通信運搬費、損害保険料、広告料
委託料	事業実施に係る費用（内容及び費用の内訳を明示すること。）
使用料及び賃借料	会場借上料、物品等の賃貸・リース・レンタルに係る費用
工事請負費	当該事業に関連して継続して使用するものに係る費用
備品購入費	当該事業に継続して使用するものに係る費用



一般財団法人地域活性化センターが、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金の交付を受けて行う助成事業に応募し、採択となった場合にのみ補助されます。

(3)地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業補助金の流れ



【担当】
市民協働推進課
協働推進係
TEL 626-7535

2 公衆街路灯に関する補助金

街灯設置費等補助金

市民の通行の安全を確保するため、町内会等が街灯の設置等を行う場合に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。
電球や点滅器等の部品交換については、補助金の対象外となります。

(1) 補助金の交付対象

灯具の購入及び設置

東北電力への申請容量が60ボルトアンペア以下の公衆街路灯で、自動点滅器付きのものです。太陽光発電方式の街灯なども対象になります。

柱の交換・修繕又は撤去

木柱、鋼管柱等で街灯を設置できる柱で、各町内会で街灯を設置している、あるいは設置していたものが対象になります。

(2) 補助額

次の i の額と ii の額を比較して低い方の額となります。

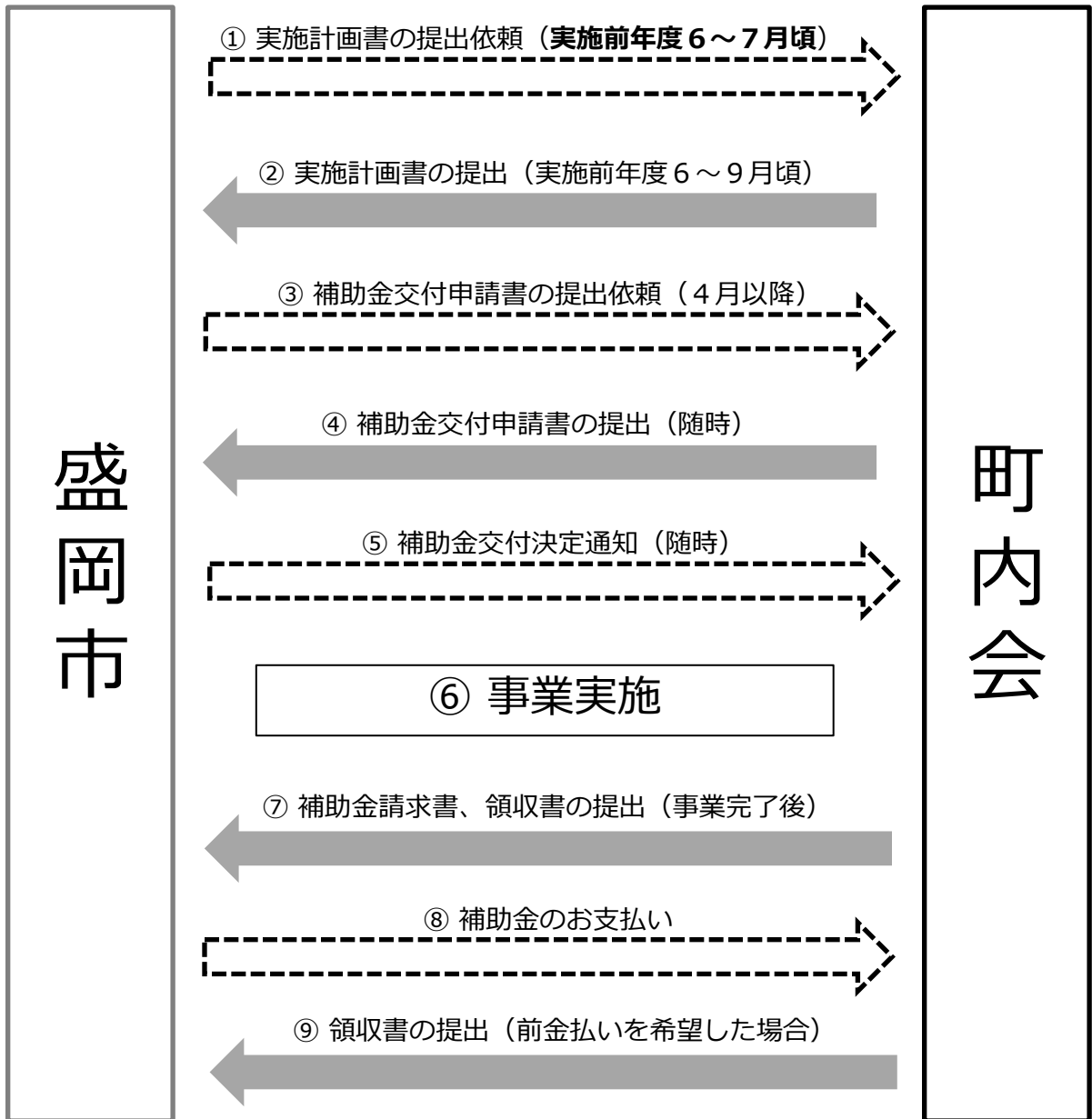
- i 設置等経費×補助率(A) (100円未満の端数は切捨て)
- ii 補助上限額(1) (単位：VAはボルトアンペア)

区分	設置態様区分	灯具への電力入力区分	補助率	補助上限額	補助上限数
灯具	購入及び設置	20VA以下	10分の7	35,000円/灯	3灯
		20VA超		25,000円/灯	
柱	交換・修繕	/	10分の6	25,000円/本	上限なし
	撤去		10分の7	70,000円/本	

(注1) 東北電力から電力供給を受けない太陽光発電方式の街灯などは、電力入力区分に関係なく補助上限額は、35,000円/灯です。

(注2) 灯具の新設については、必要に応じて柱の新設も含むものです。

(3) 街灯設置費等補助金の流れ



街路灯・防犯灯の管理における「自立柱点検マニュアル」を紹介しておりますので、お役立てください。

https://www.city.morioka.iwate.jp/kura-shi/douro_kotsu/gairoto/1001137.html



市広報ID
1001137

【担当】
市民協働推進課
地域活動係
TEL 626-7500

公衆街路灯電気料給付金

町内会等が維持管理し、市が認定している公衆街路灯の電気料金について、市が東北電力(株)へ直接支払いします。

(1) 補助金の交付対象

町内会・自治会等が維持管理し、市が認定している公衆街路灯。

(2) 補助額

経費の全額。

(3) 補助金の流れ

市へ「公衆街路灯認定申請書」等の提出をお願いします。また、廃止する場合は「公衆街路灯認定廃止申請書」の提出をお願いします。

Q. どんなときに申請が必要になりますか？



A. 公衆街路灯を新設する等、電気料金の支払いに変更が生じる場合です。

変更の内容	提出書類
公衆街路灯を新設するとき	公衆街路灯認定申請書等(注)
公衆街路灯についている灯具を交換または修繕し、ワット数(消費電力量)などの変更が生じるとき	公衆街路灯認定変更申請書等(注)
公衆街路灯を移設するとき	公衆街路灯認定申請書及び公衆街路灯認定廃止申請書等(注)
公衆街路灯を撤去するとき	公衆街路灯認定廃止申請書

(注)状況により提出書類が異なりますので、担当課へお問い合わせください。

【担当】
市民協働推進課
地域活動係
TEL 626-7500

~ memo ~

3 自治公民館の整備に関する補助金

自治公民館整備事業補助金

町内会等が、所有・維持管理している自治公民館を新築・購入・増改築・修繕する場合、経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付します。
事業を実施する前年度に、事業計画書を提出していただく必要がありますので、あらかじめご相談ください。

(1) 補助金の交付対象

町内会・自治会等が所有している自治公民館。

(地区活動センターや地区コミュニティセンター等の市所有施設は対象外)

※「空き家等利用自治公民館賃借料補助金」を活用して賃借した自治公民館の修繕は対象外です。(備品の購入についてはこの限りではありません。)

(2) 補助額

経費の4割以内に相当する額。(1,000円未満の端数は切捨て)

(ただし、自治公民館の新築・購入については補助上限額が**700万円**、増改築・修繕の場合は補助上限額が**400万円**です。)

Q.どんな修繕が補助対象になりますか？



A.自治公民館の建物自体の修繕であれば、基本的には補助対象になります。

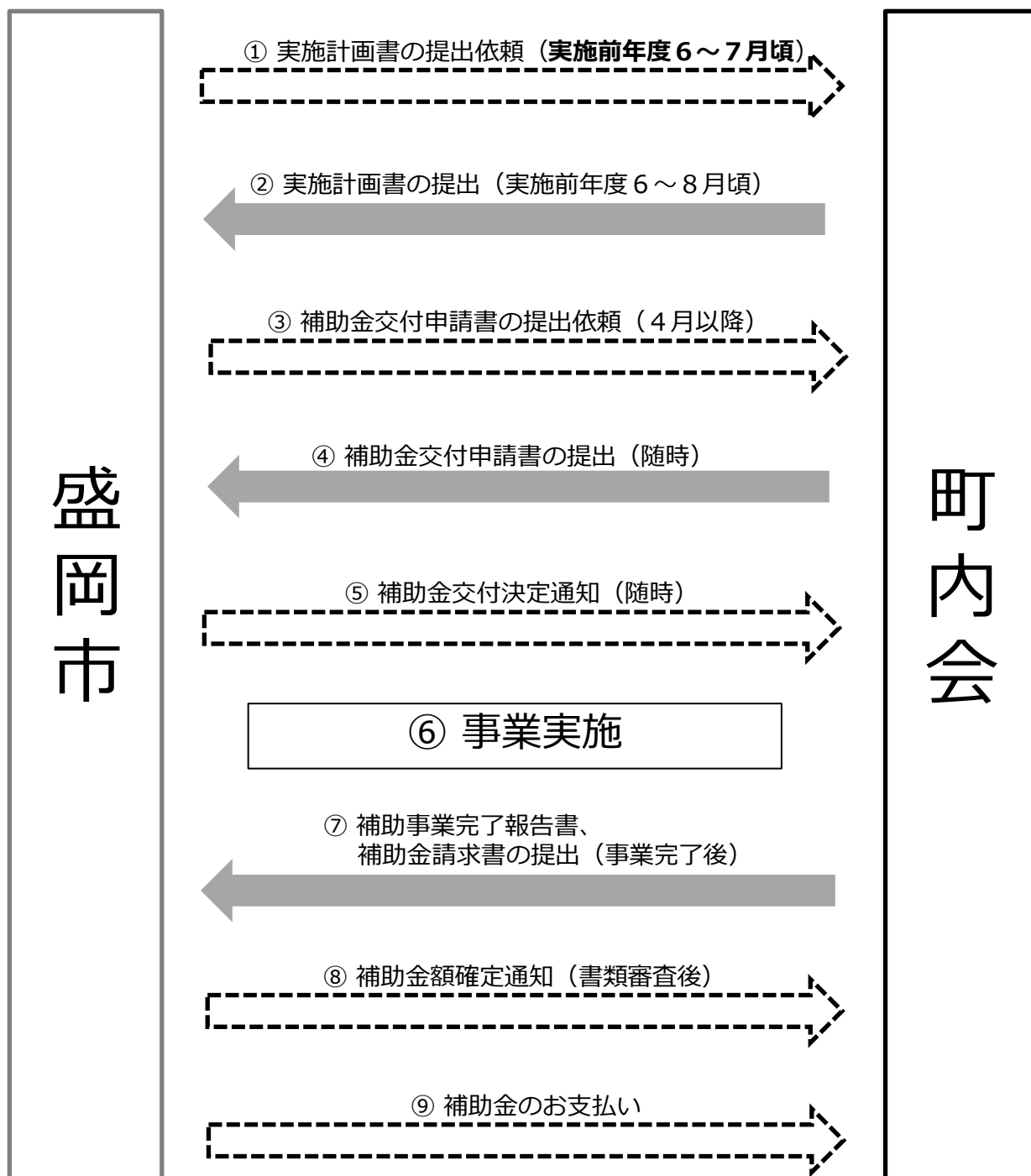
具体例は次のとおりです。

※ ただし、20万円以上の費用がかかる修繕に限ります。

- トイレの改修工事(水洗化工事を含む。)
- 排水設備工事
- 屋根の塗装修繕工事
- 壁面・建具修繕工事
- 床の張替え工事
- レンジ(ガスメーター)周り改装工事
- 倉庫の増築工事
- 空調設備工事(天井等への埋め込み型の空調設備に限る。)
- 階段スロープの設置(建物に付随する階段に限る。)等

そのほかについても補助対象となる場合がありますので、担当課へお問い合わせください。なお、外構工事や敷地内舗装については対象外です。

(3) 自治公民館整備事業補助金の流れ



【担当】
市民協働推進課
地域活動係
TEL 626-7500

コミュニティセンター助成事業補助金（宝くじ助成）

町内会等が、所有している集会施設の建築または大規模修繕を実施する場合、経費の一部に対して補助金を交付します。

(1) 補助金の交付対象

町内会・自治会及び自主防災組織等の地域に密着して活動する団体が所有している集会施設。

（地区活動センターや地区コミュニティセンター等の市所有施設は対象外。）

(2) 補助額

経費の6割以内に相当する額。

（ただし、10万円単位。補助上限額は**2,000万円**です。）

Q.どんな内容が補助対象になりますか？



A.集会施設の「建築」または「大規模修繕」及びその施設に必要な「備品の整備」が対象になります。

① 申請できる団体

- ・ 認可地縁団体名義での建物の保存登記ができる団体
- ・ 建設の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保等において懸念がなく、助成決定後の事業実施が確実にできる団体

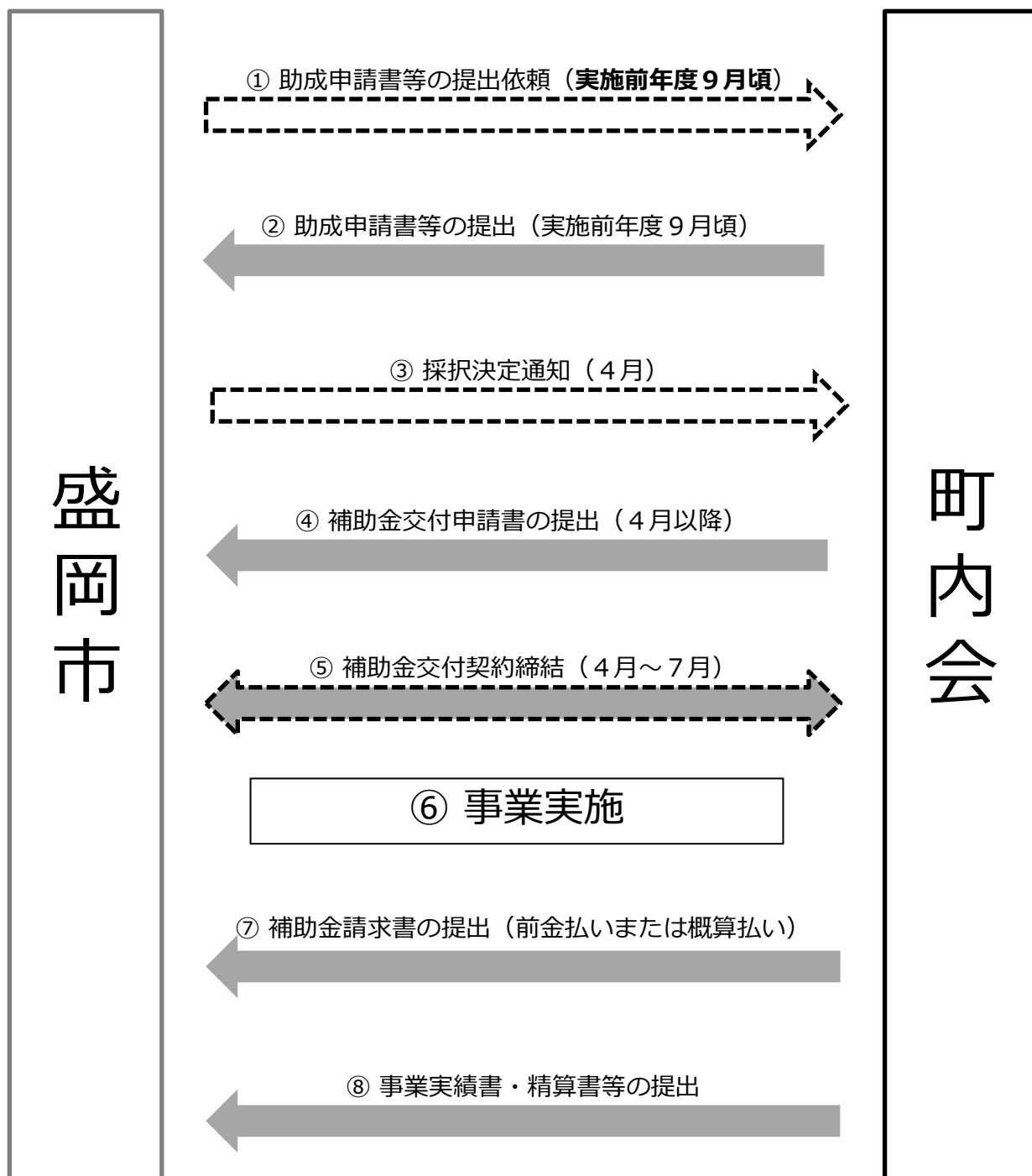
② 対象とならないもの

- ・ 土地の取得及び造成
- ・ 既存施設、中古品の購入
- ・ 既存の施設または設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理
- ・ 外構工事に要する費用



一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業に応募し、採択となった場合のみに補助されます。

(3) コミュニティセンター助成事業補助金の流れ



【担当】
市民協働推進課
地域活動係
TEL 626-7500

空き家等利用自治公民館賃借料補助金

町内会等が、空き家等を賃借し、自治公民館として利用する場合に、賃借料の一部に対して補助金を交付します。

(1) 補助金の交付対象

町内会・自治会等が空き家等を自治公民館として借りる場合の**賃借料**。
ただし、次の経費は除きます。

- ① 敷金、礼金、権利金、謝金、仲介手数料、契約更新料等
- ② 共益費等管理に要する費用
- ③ 修繕費、光熱水費等施設の維持管理費等
- ④ 土地、駐車場、附帯設備等の賃借料

(2) 補助額

賃借料の5割。(1,000円未満の端数は切捨て)
(ただし、補助上限額は**5,000円/月**、交付期間は**最大5年間**です。)

(3) 補助対象になる団体

空き家等を賃借することについて、総会等で了承を得ている団体。

(4) 補助対象になる建築物

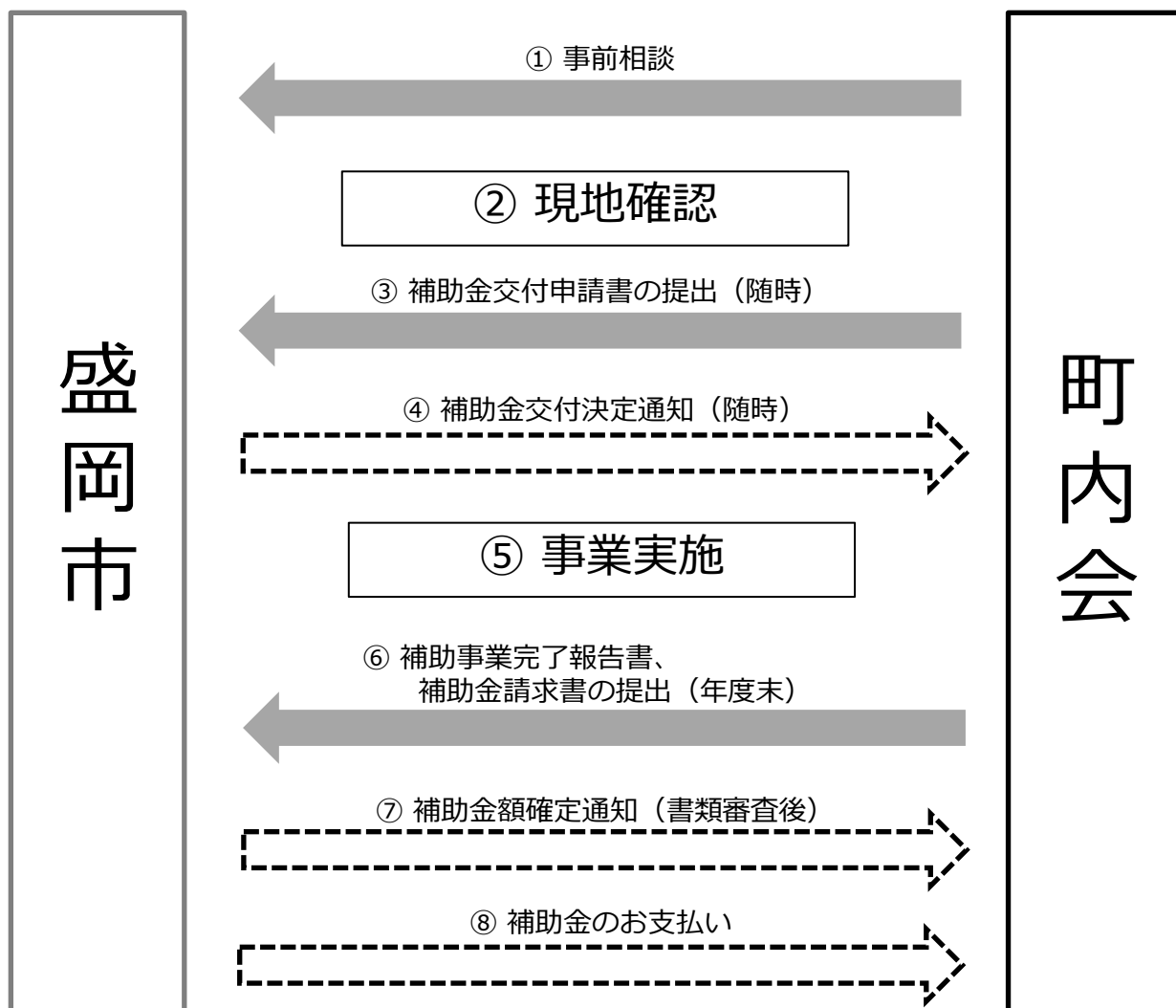
現に居住等がなされていない一戸建て住宅またはテナントビルの一室。
賃貸借契約を締結しているもの。

(5) その他

本補助金を活用して賃借した自治公民館において、「自治公民館整備事業」
を活用し、修繕を実施することはできません。

ただし、備品の購入についてはこの限りではありません。

(6) 空き家等利用自治公民館賃借料補助金の流れ



事業を実施する前に、職員が空き家であることの現地確認をします。
申請を希望する団体は、あらかじめご相談ください。



【担当】
市民協働推進課
地域活動係
TEL 626-7500

4 備品の購入に対する補助金

自治公民館整備事業補助金

町内会等が所有・維持管理している自治公民館で使用する備品（以下に記載のある備品に限ります。）を購入する場合、経費の一部に対して補助金を交付します。

事業を実施する前年度に、事業計画書を提出していただく必要がありますので、あらかじめご相談ください。

(1) 補助金の交付対象

町内会・自治会等が所有・維持管理している自治公民館で使用する備品。
（地区活動センターや地区コミュニティセンター等の市所有施設は対象外。）

(2) 補助額

経費の3割以内に相当する額。（1,000円未満の端数は切捨て）
（ただし、補助上限額は**30万円**です。）

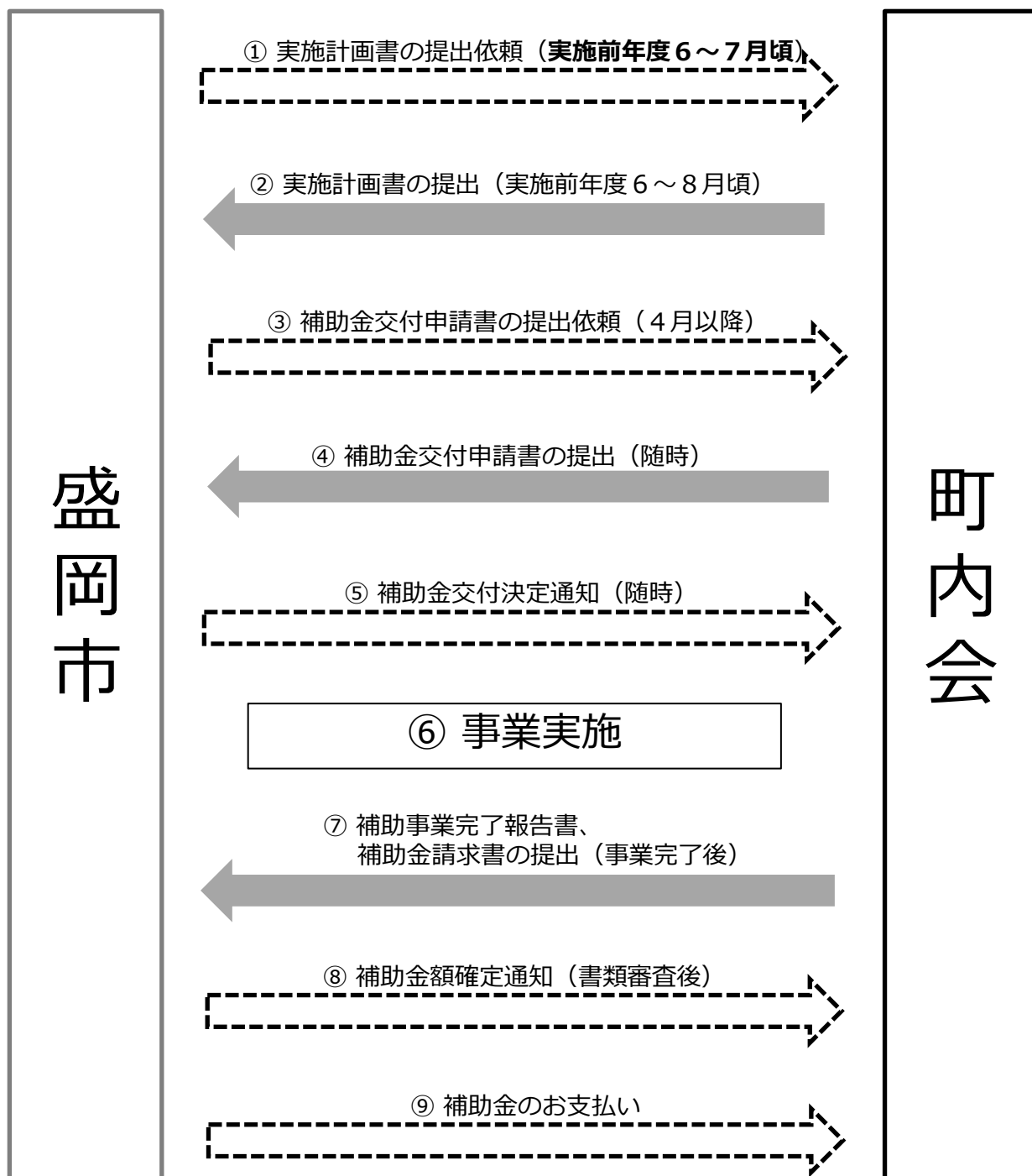
Q.どんな備品が補助対象になりますか？



A.補助金交付要綱で定められている次の16品目です。

映写用プロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、テレビ、録画再生機、録音再生機、拡声器、暗幕、映写幕、印刷機、複写機、パーソナルコンピュータ（プリンタを含む。）、ホワイトボード、物置、机、椅子、エアコンディショナー（市長が適当と認めたものに限る。）

(3) 自治公民館整備事業補助金の流れ



【担当】
市民協働推進課
地域活動係
TEL 626-7500

一般コミュニティ助成事業補助金（宝くじ助成）

町内会等が、コミュニティ活動に直接必要な備品を整備する場合、経費に対して補助金を交付します。

(1) 補助金の交付対象

町内会・自治会及び自主防災組織等の地域に密着して活動する団体で使用する備品。

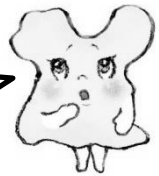
（PTA等特定の目的で活動する団体や営利団体、公益法人等を除く。）

(2) 補助額

経費の全額。

（ただし、10万円単位。100万円以上250万円以下の備品購入に限る。）

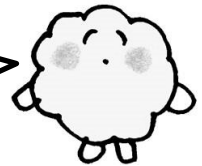
Q.どんな備品が補助対象になりますか？



A.地域で行う活動で使用する机、椅子、音響機材など、コミュニティ活動に直接必要な設備です。

ただし、建造物や消耗品、防災目的の備品や車両等は対象外です。

Q.100万円以上の備品の購入しか対象にならないのですか？



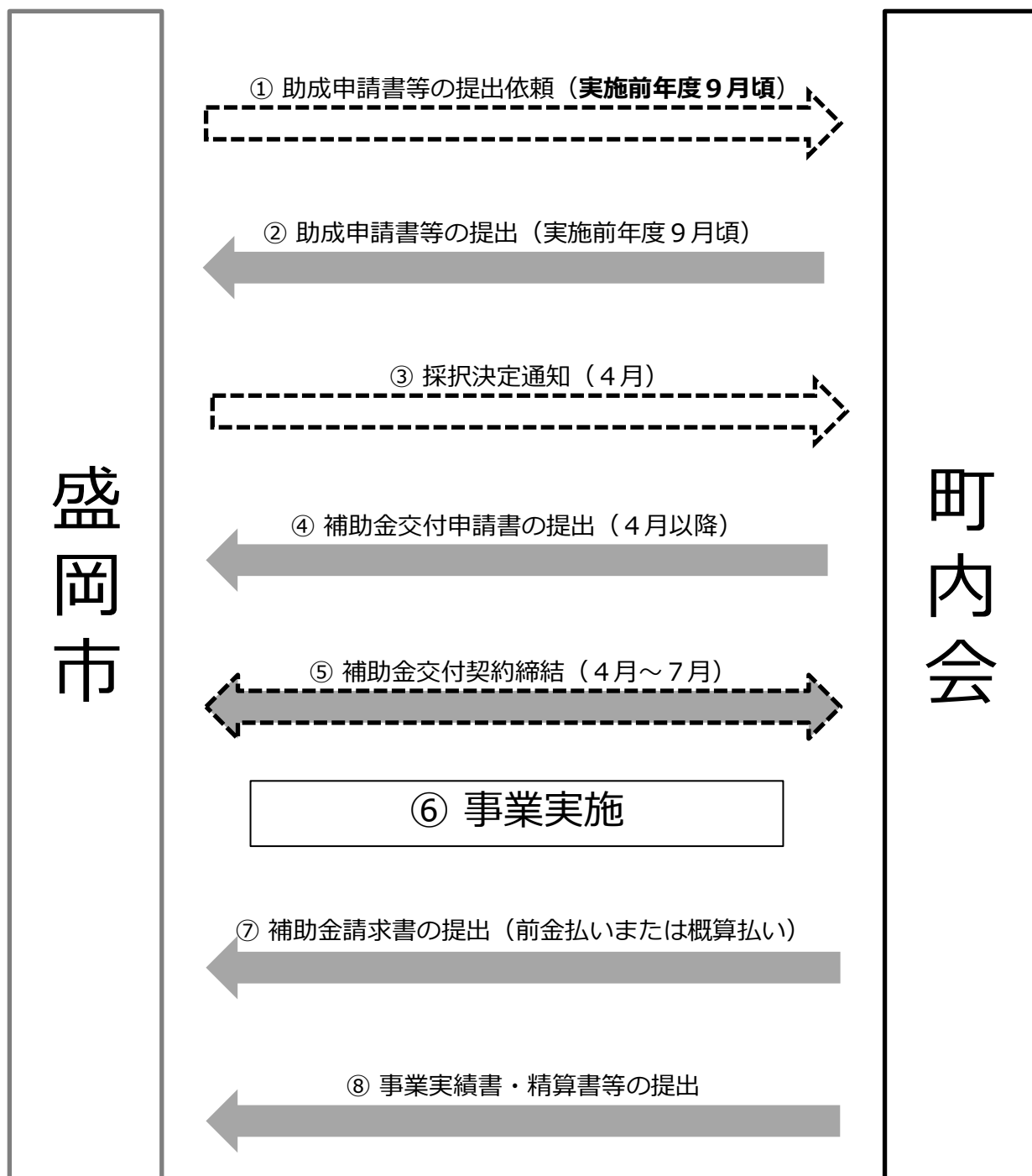
A.1つの備品の購入で100万円を超えなくても、複数の備品の組み合わせで100万円を超えれば対象です。

例えば、机、椅子、複写機、ノートパソコンなど、必要とする備品を複数購入し、合計金額が100万円以上であれば補助対象となります。



一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業に応募し、採択となった場合のみに補助されます。

(3) 一般コミュニティ助成事業補助金の流れ



【担当】
市民協働推進課
協働推進係
TEL 626-7535

5 ごみ集積場所等の設置に対する補助金

ごみ集積場所等整備事業補助金

町内会・自治会が、ごみ集積場所やストックヤード（資源一時保管場所）を設置する場合、経費の一部に対し補助金を交付します。

事業を実施する前年度に、実施予定調書を提出していただく必要がありますので、あらかじめご相談ください。

新設（既存の集積場所への増設を除く）又は移設の場合は、補助金の申請前に、設置についての事前協議が必要となります。事前協議には2～3週間程度の時間を要しますので、あらかじめご相談ください。

(1) 補助金の交付対象

町内会・自治会が設置するごみ集積場所やストックヤード。

(2) 補助額

経費の2分の1（1,000円未満切捨て）。

（ただし、補助上限額はごみ集積場所の設置の場合は**7万円**、ストックヤードの設置の場合は**10万円**です。）

Q.ごみ集積場所を新設する場合、1か所あたりの世帯数の目安はどのくらいですか？

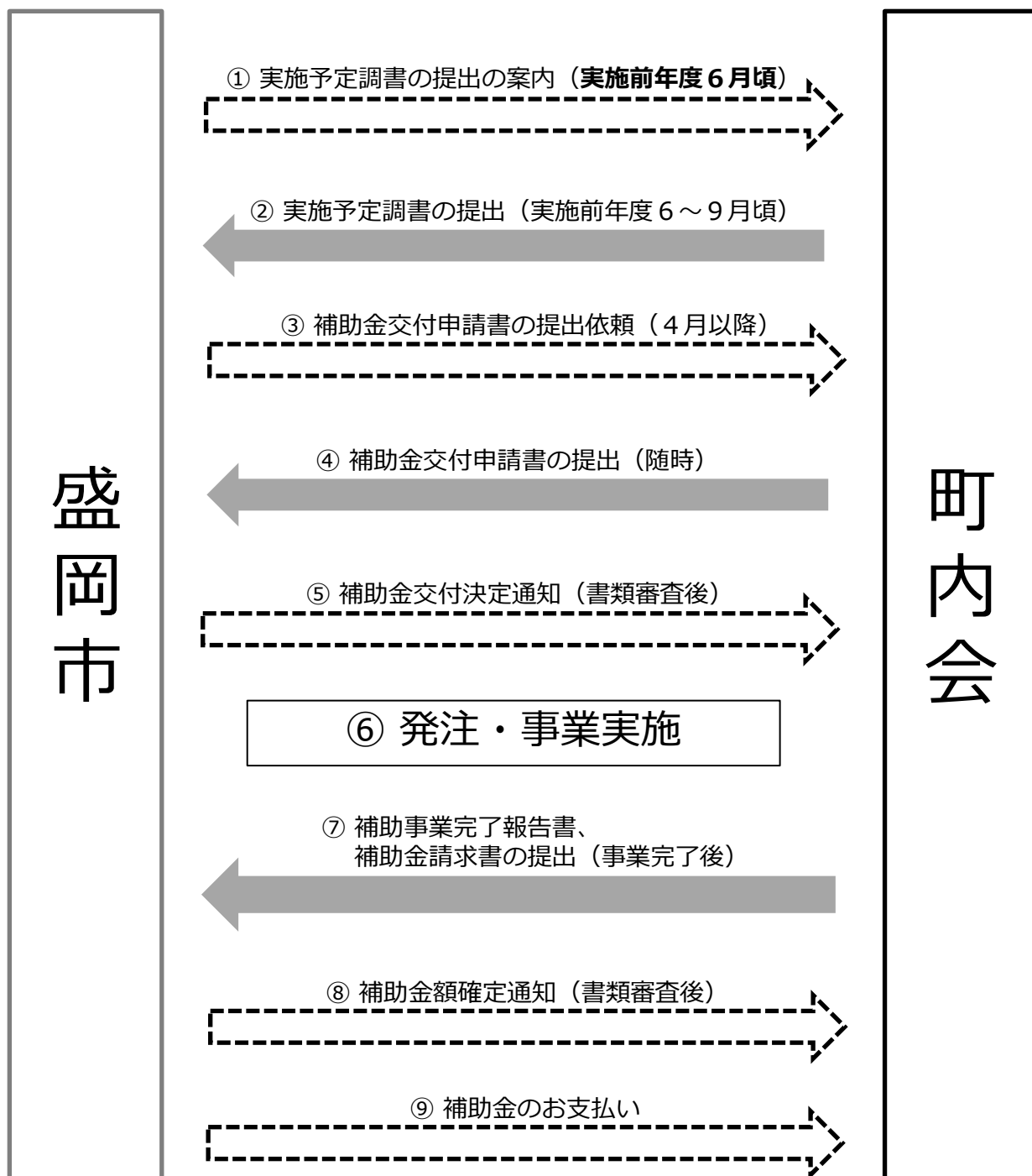


A.おおむね30世帯につき1か所が目安です。

あくまでも目安ですので、詳しくは以下の窓口へご相談ください。

盛岡地域：収集センター（Tel 603-8030）
資源循環推進課（Tel 626-3716、626-3733）
都南地域：資源循環推進課（Tel 626-3716、626-3733）
玉山地域：税務住民課（Tel 683-3805）

(3) ごみ集積場所等整備事業補助金の流れ



【担当】
資源循環推進課
資源化推進係
TEL 626-3716、626-3733

6 緑化美化活動に対する補助金・支給制度

フラワーバスケット設置費補助金

町内会等が、道路の沿道にフラワーバスケットを設置する場合、経費の一部に対して補助金を交付します。※補助内容に変更がある場合がございます。

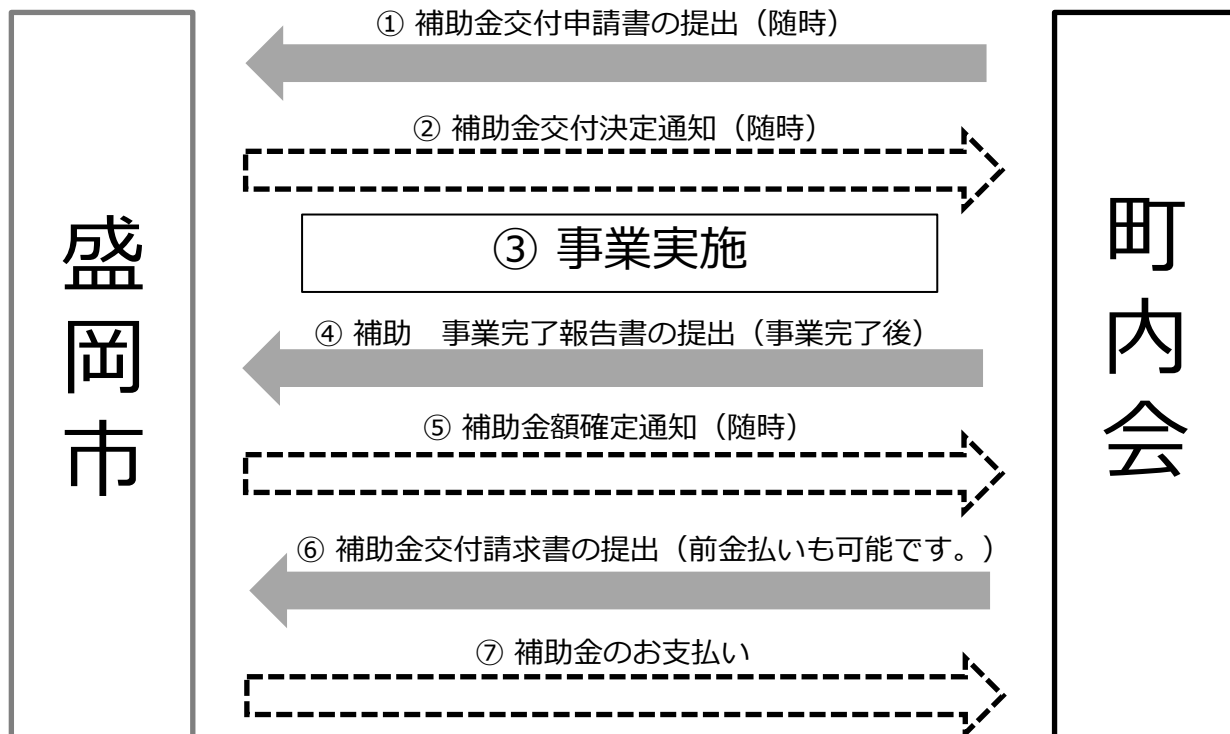
(1) 補助金の交付対象

フラワーバスケット（ハンギングバスケット等及びコンテナ）の材料の購入及び製作等に要する経費。

(2) 補助額

経費の8割以内に相当する額。※申込上限額に達し次第、終了となります。詳しくは担当までお問い合わせください。

(3) フラワーバスケット設置費補助金の流れ



【担当】
公園みどり課
花と緑の管理係
TEL 639-9057

花苗配布事業

町内会等が、公園や公共空間の緑化美化活動を行う際に植栽する花苗を配布します。

事業実施前年度中に花苗等支給申込書を提出いただく必要がありますので、あらかじめご相談ください。

なお、申込多数の場合は、配布内容の調整をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

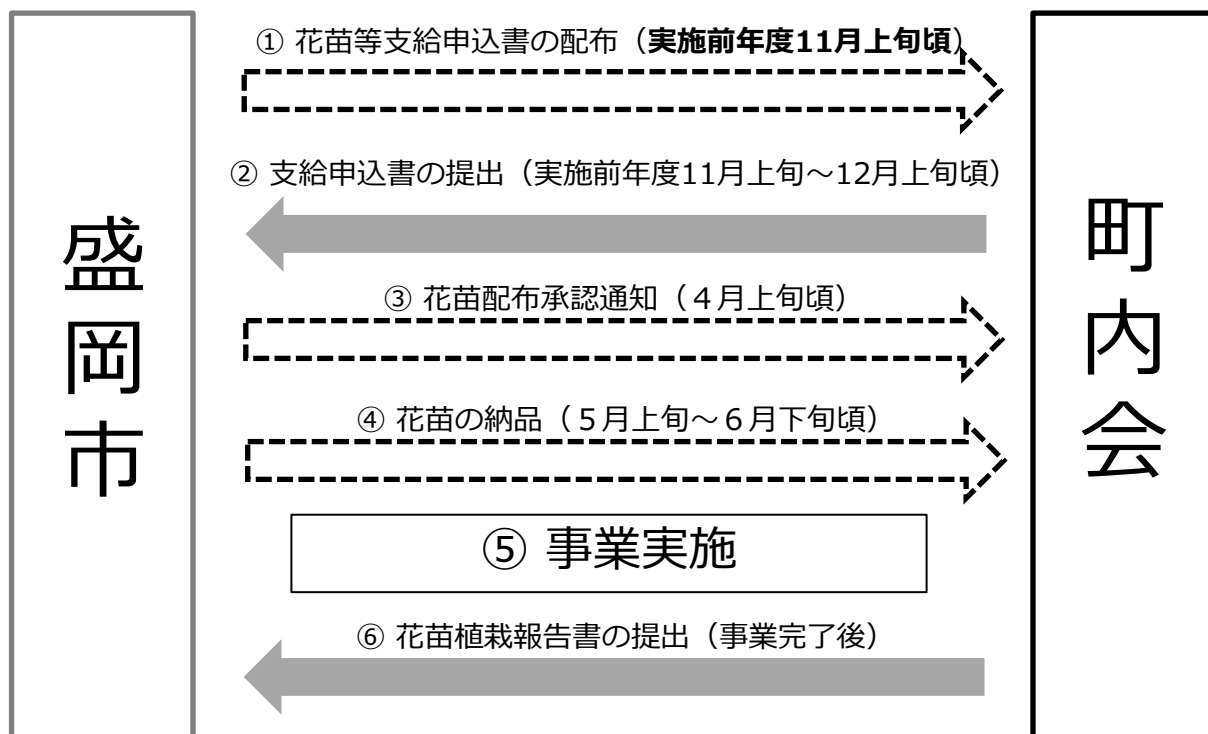
(1) 支給内容

公園や公共空間の緑化美化活動を行う際に植栽する花苗。

(2) 支給の上限

上限はありませんが、予算の範囲内での配布となります。

(3) 花苗配布事業の流れ



【担当】

公園みどり課
花と緑の管理係
TEL 639-9057

アメリカシロヒトリ防除用器具等の貸出し

アメリカシロヒトリ駆除のため、無料で防除器の貸出しや薬剤の提供を行います。

(1) 支給内容

第1回目（6月上旬～7月中旬）と第2回目（8月上旬～9月中旬）に発生するアメリカシロヒトリ駆除のため、噴霧器等の貸出し及び薬剤の配布します。

(2) 借用手続き

地区活動センターなど、市内23箇所に配置していますので、各場所において借用の手続きを行ってください。

- ①松園地区活動センター（019-661-8231）（注）
 - ②緑が丘児童・老人福祉センター（019-661-8236）
 - ③上田公民館（019-654-2333）（注）
 - ④青山老人福祉・地区活動センター（019-646-1593）（注）
 - ⑤厨川児童・老人福祉センター（019-647-1982）（注）
 - ⑥上堂老人福祉センター（019-643-0330）（注）
 - ⑦西厨川老人福祉センター（019-647-2446）
 - ⑧桜城児童・老人福祉センター（019-653-6211）（注）
 - ⑨仁王児童・老人福祉センター（019-654-6187）
 - ⑩山岸地区活動センター（019-663-2505）
 - ⑪山王児童・老人福祉センター（019-654-6269）
 - ⑫杜陵老人福祉センター（019-654-9155）
 - ⑬大慈寺児童・老人福祉センター（019-623-0218）（注）
 - ⑭加賀野児童・老人福祉センター（019-623-0407）
 - ⑮仙北地区活動センター（019-635-9356）
 - ⑯本宮児童・老人福祉センター（019-635-4595）（注）
 - ⑰中野地区活動センター（019-652-3288）（注）
 - ⑱みたけ地区活動センター（019-641-7817）（注）
 - ⑲太田老人福祉・地区活動センター（019-658-1330）（注）
 - ⑳土淵地区活動センター（019-645-1630）
 - ㉑上米内児童・老人福祉センター（019-667-1271）
 - ㉒公園みどり課（都南分庁舎内）（019-639-9057）（注）
 - ㉓税務住民課（玉山総合事務所内）（019-683-3805）
- （注）印が付いている施設には高枝切りバサミ等も備えています。

(3) 問い合わせ先

盛岡市が管理している公園や街路樹の被害樹木を発見した場合は、公園みどり課へ連絡をお願いします。

担当地区の業者が現地を確認のうえ防除を行います。

作業の際は委託業者が口頭やチラシなどで事前にお知らせしますので、作業中は窓を閉めるなど協力をお願いします。

盛岡市道以外の街路樹の問い合わせ先

道路種別	問い合わせ先	電話番号
国道4号	国土交通省 盛岡国道維持出張所	019-638-0018
国道46号	国土交通省 盛岡西国道維持出張所	019-687-5888
国道106号・282号・396号・455号・456号・主要地方道・一般県道	岩手県盛岡広域振興局 道路環境課	019-651-3111

河川・水路については、おのこの管理者にお問い合わせください。

民地の樹木についての薬剤防除は社団法人岩手県造園組合（019-654-7009）へ相談ください。

(4) その他

- ・第1回目よりも第2回目に発生するほうが強いため、被害が大きくなる傾向にあります。
- ・このため、第一世代をできるだけ駆除しておくことが、全体の被害を少なくすることにつながります。
- ・非常に繁殖力が強く被害も甚大となりますが、毛虫自体は触れてもかぶれたりすることはありません。
- ・家庭用のスプレー殺虫剤でも簡単に死んでしまいます。

【担当】
公園みどり課
花と緑の管理係
TEL 639-9057

7 集落周辺の里山の整備に対する支援

集落周辺里山林整備事業

集落周辺の森林の適切な管理を進めるため、町内会等が地域の安全対策（倒木被害、有害鳥獣被害、道路の安全通行等）を目的として、集落周辺にある森林の整備を希望する場合、**市が所有者に代わり森林整備**を行います。

また、整備による効果を維持するため、10年間の保全管理を行っていただきます。

(1) 条件

以下の条件を**すべて**満たす必要があります。

- ・町内会等からの、森林整備の要望であること（森林の土地所有者個人での要望は不可）
- ・町内会等が森林の土地所有者を把握しており、土地所有者が、本事業による森林整備の実施に同意していること
- ・町内会等及び森林の土地所有者は、市との保全管理協定（次頁のとおり）を締結し、この協定の内容を遵守すること

※住宅や社屋の敷地内や寺社仏閣の敷地内、管理者のいる公園などに生育する樹木の整備は、本事業の対象外です。

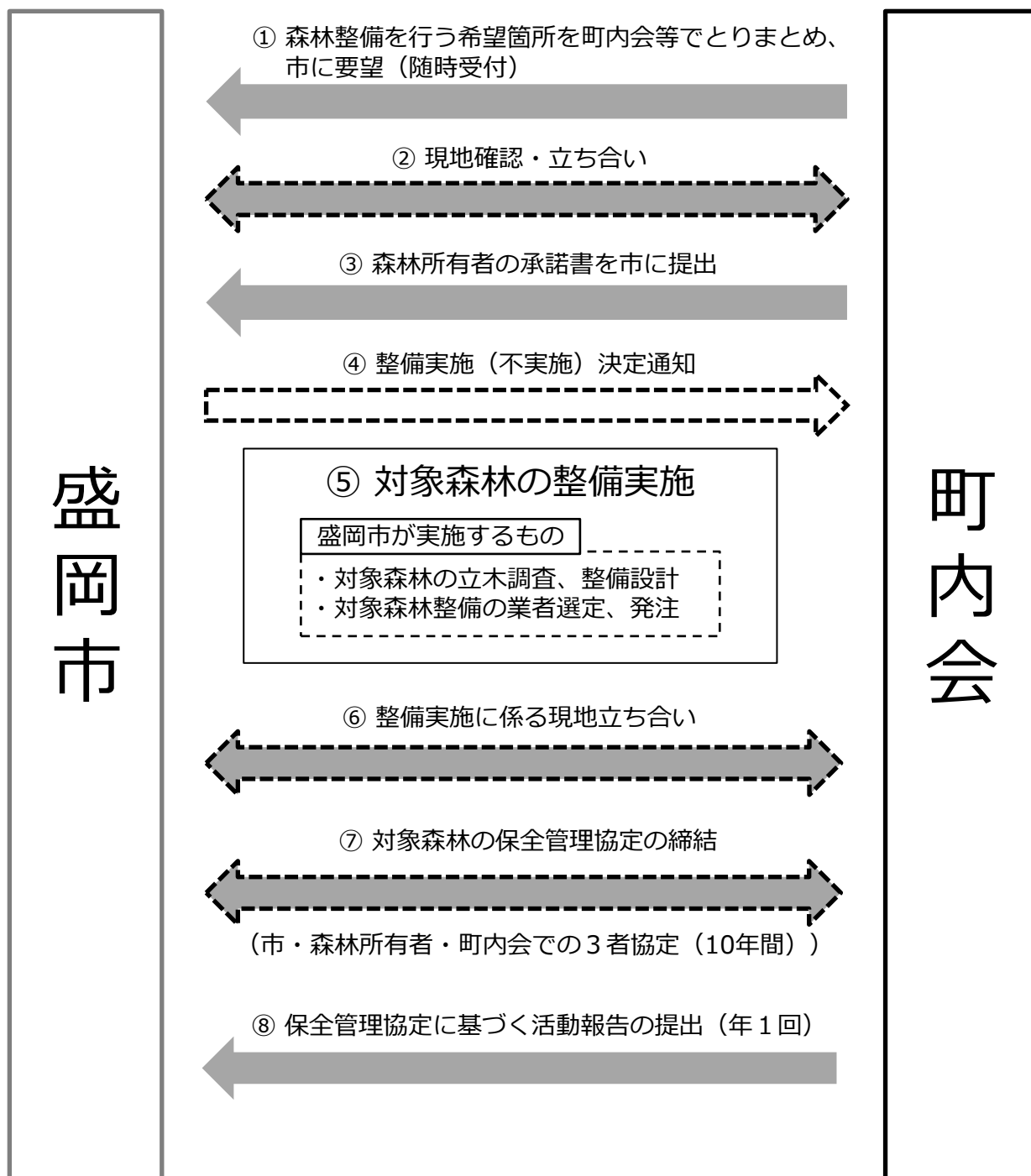
※森林整備を実施する面積の制限（上限/下限）は設けていませんが、予算や効率的な整備等の観点から、現地確認等を踏まえ、整備面積を調整する場合があります。

(2) 保全管理活動

本事業により実施した森林整備の事業効果を継続させるため、整備完了後10年間は、町内会等により、対象森林の下草刈りや倒木処理、侵入竹の除去等、適切な管理をしていただきます。

（例：町内会等の行事として定期的実施、外部事業者への作業委託など）

(3) 集落周辺里山林整備事業の流れ



【担当】
林政課
林政企画係
TEL 626-7541

8 地域の防犯活動に対する補助金・支給制度

地域防犯カメラ設置費補助金

町内会等が、犯罪を未然に防止するため、防犯カメラを設置する場合、経費の一部に対して**予算の範囲内**で補助金を交付します。

設置にあたっては、「盛岡市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をご確認ください。

(1) 補助金の交付対象

防犯カメラ、映像記録装置及びカメラを設置するための柱の購入及び設置に要する経費。

(2) 補助額

経費の5割以内に相当する額。

なお、設置要望台数が多いときは、予算の範囲内で調整。

【参考】

防犯カメラ1台あたりの補助額

令和5年度 66,500円、令和6年度 96,000円

Q.防犯カメラはどのような場所に設置すればいいのですか？

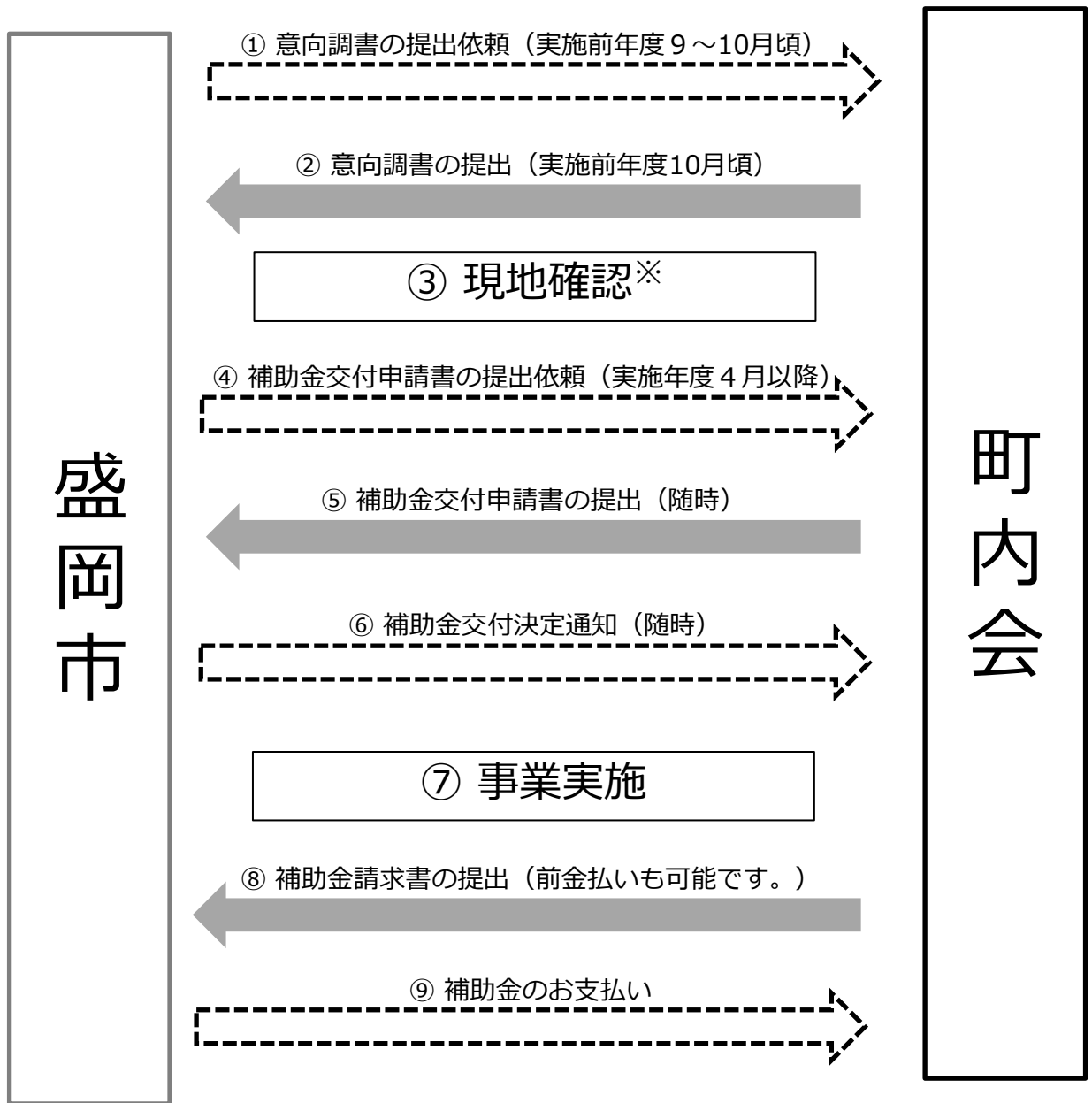


A.通学路や、不審者の多発する場所等、地域で不安に思っている場所に設置してください。

設置にあたっては、地域で発生しているどのような犯罪（子どもや女性への声かけ、空き巣等）を防ぎたいか目的を明確にし、効果的な場所を検討してください。

撮影範囲は個人宅の内部など私的空間が映らないようにするなど、プライバシーに配慮した設定を行いましょう。

(3) 地域防犯カメラ設置費補助金の流れ



※現地確認の日程・内容については意向調書の提出のあった町内会あてに個別に連絡します。

犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内やその付近に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を分かりやすく表示してください。



【担当】
くらしの安全課
地域安全係
TEL 603-8008

防犯活動支援事業

町内会等が、地域で自主的に防犯活動を行う場合に、防犯パトロール用品を支給します。

なお、申込多数の場合は、配布内容の調整をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

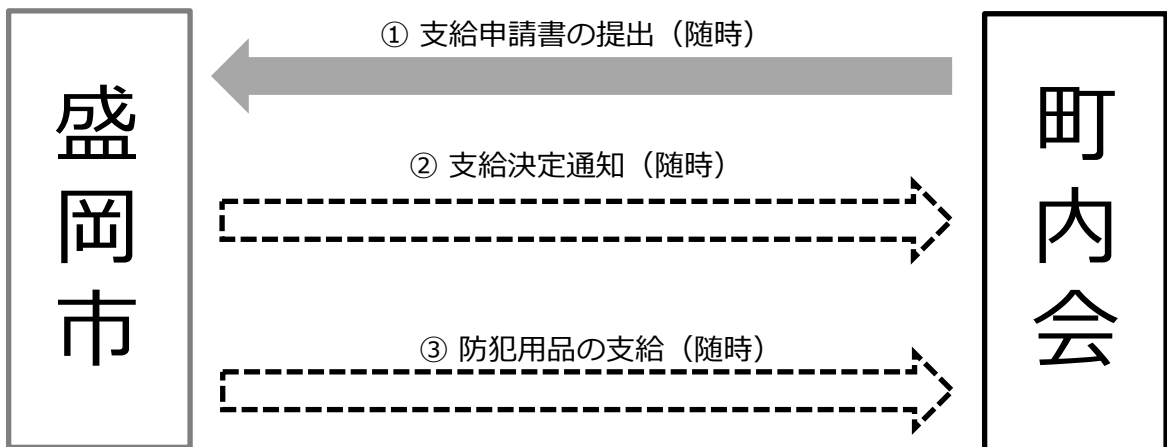
(1) 支給内容

防犯パトロール用品（防犯ベスト、帽子、腕章）。

(2) 支給の上限

1団体につき、防犯ベスト：**10着**、帽子：**10個**、腕章：**10個**
(ただし、支給回数は1団体あたり用品1種類につき、**1年度に1回限り**です。)

(3) 防犯活動支援事業の流れ



【担当】
くらしの安全課
地域安全係
TEL 603-8008

9 除雪・排雪に関する事業

小型除雪機の貸出し（12月から3月）

(1) 内容

町内会・自治会に小型除雪機（除雪機本体、ガソリン用携行缶等）を無料で貸出し、除排雪指定路線以外の市道の除雪に御協力いただくものです。

11月下旬に軽トラック等で引取り、翌年4月中旬に返却していただきます。

(2) 手続き

申込：9月中旬（8月に案内等を送付）

【担当】

道路管理課 雪対策室
Tel 613-8297

排雪用ダンプトラック

(1) 内容

町内会・自治会で除排雪作業を行う場合、雪を運搬するために運転手付きのダンプトラックを希望する日時・場所へ無料で貸出しするものです。

また豪雪時に限り、雪をトラックに積込むための機械も一緒に貸出します。

なお、貸出期間は12月から翌年3月末までです。

(2) 手続き

申込：貸出しを希望する日の3日前まで

【担当】

道路管理課 維持係
Tel 613-8543

凍結防止剤

(1) 内容

町内会・自治会に凍結防止剤を無料で配布し、町内の凍結のひどい市道への散布をお願いするものです。

11月中旬から12月上旬にかけて、お申込みの数量を指定の場所へお届けします。

(2) 手続き

申込：9月中旬（8月に案内等を送付）

【担当】

道路管理課 雪対策室
Tel 613-8297

身近な雪置き場（公園の雪置き場利用）

(1) 内容

町内会・自治会に管理をお願いしている市の公園を、一定の条件により町内にお住まいの方の雪置き場として利用していただくことができます。

11月中旬頃に、雪置き場としての利用可否についてお知らせします。

(2) 手続き

申込：9月中旬（8月に案内等を送付）

【担当】
道路管理課 雪対策室
TEL 613-8297

より身近な雪置き場（民有地の雪置き場利用）

(1) 内容

雪置き場確保のため、民有地を活用させていただくものです。

土地所有者と町内会・自治会が雪置き場として冬期間中無償提供する旨を申し出た土地を地域住民及び市が雪置き場として利用します。

市では土地の状況等を確認し、該当する場合は11月頃までに関係書類を送付します。

(2) 手続き

申込：9月中旬（8月に案内等を送付）

【担当】
道路管理課 雪対策室
TEL 613-8297

盛岡市 市民部 市民協働推進課

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
電話 019-626-7500（ダイヤルイン）
FAX 019-622-6211（代表）
電子メール kyodo@city.morioka.iwate.jp